

議案第90号

尾張農業共済事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、尾張農業共済事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、尾張農業共済事務組合の解散に伴い、地方自治法施行令第218条の2の規定により、事務の承継団体を規約に明記するため、本組合同規約の一部を改める必要があるからである。

尾張農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

尾張農業共済事務組合同規約（平成15年2月12日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第13条 組合の解散に伴う事務は、一宮市が承継する。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。